

大豆・菜種・綿実から製造される食品の GMO 表示改正案について (2017. 8. 2)

油糧輸出入協議会

● 今回の表示改正案の検討対象についての課題考察

1) 日本大豆・菜種の供給状況の現状についての説明。

(当日、データの内容について、簡単に説明致します)

- ・ 日本輸入量と需要量に対する比率と、主な供給国 (2014~16年の平均)。
基本的にはこれらの原料のほぼ全量が、輸入に依存せざるを得ない状況です。
輸入大豆 307万トン (輸入比率 95%) 米国、ブラジル、カナダから。
輸入菜種 241万トン (輸入比率 99%以上) カナダ、豪州から。
輸入綿実 10万トン (輸入比率 100%) 豪州、米国、ブラジルから。
- ・ 主な供給国の GMO 作付け比率。
輸出力がある国は、非遺伝子組換原料の作付け比率が極めて少なくなっています。
大豆 : 米国94%、ブラジル93%、カナダ90%。
菜種 : カナダ95%、豪州14% (顕著な増加傾向)。
綿実 : 豪州99%、米国90%。
- ・ それぞれの使用用途の割合。(2014~16年の平均)
食品用大豆 (輸入) 69万トン 非遺伝子組換の分別品。豆腐・納豆・味噌。
食品用大豆 (国産) 18万トン 非遺伝子組換。豆腐・納豆・味噌・など。
製油用大豆 217万トン 殆ど全量が不分別品。大豆油生産は43万トン。
製油用菜種 244万トン 殆ど全量が不分別品。菜種油生産は105万トン。
綿実油の生産は 1万トン未満。
搾油時に発生する副産物の搾り粕は、飼料用、醤油醸造用、肥料用に使用される。
- ・ ハイオレ大豆 (遺伝子組換の表示対象である) の輸入は現在行われていない。

2) NONGMO 分別品と不分別品の一般大豆の価格差について。

非遺伝子組換の原料価格が、7月19日に行われた日清オイリオさんの御説明の時の資料の通り、50,000円/トン程度高い状況を考えれば、食品用大豆に比べて、絞り粕や油を作る為の製油用原料に使われる数量は、はるかに大きな量です (食品用大豆の約75万トンの需要に対して、製油用大豆の約230万トンと製油用菜種約240万トン)、業界全体の原料コストは2,350億円増えてしまいます。加えて、これだけ多い数量を非遺伝子組換にて集める事になるので、産地の供給不足に拍車を掛けてしまい、非遺伝子組換原料の争奪戦一産地での更なる価格の高騰が起きますので、コスト増加の金額は上記の金額の何倍にも膨れてしまう恐れがあります。粕の非遺伝子組換表示が一部でも始まれば、食品用大豆が表示対象になった時に起こったように (あるいは、油が表示対象になった

場合にも同じ事が起こりますが)、全ての製油用原料が、非遺伝子組換えに転換する事も考えられます。上記のような大きなコスト増加分は、現在の全メーカーさん(産業全体)の利益規模では、全く吸収ができません。とすれば、これらの増えてしまった実費コストを吸収する可能性は(或いは選択肢は)、消費者が最終的に負担、或いは、製品価格に転嫁されない場合は、何等かの補助金にて補填が必要になると思われれます。

3) 今回の表示改正案の検討対象となる商品と、その悪影響や広範な波及について。

- 一 既存の表示対象である豆腐・納豆・味噌・大豆蛋白などは、遺伝子を含む分子(蛋白質・アミノ酸)が入っている => 表示対象として適正であると思われれます。
- 一 植物油(組成は脂肪酸なので)は商品製造の過程で遺伝子が除去される(遺伝子混入率を分析しても結果はゼロ%) => 組換えられた遺伝子が入っていないにも拘わらず、植物油を表示の対象にすると、油に遺伝子組換え分子が残存しているかのような不必要な誤解や混乱を消費者に起こす可能性ありますので、極めて慎重に検討する必要が有ると思われれます。
- 一 植物油には遺伝子が入っていない為、遺伝子の混入率を科学的に分析出来ません。意図せざる混入や、意図的な欺瞞を発見できず、表示違反が有った場合でも、事実確認や、違反を罰則で制御する事が出来ません。また、科学的な分析結果が見えないと、表示内容に対して不安や不信感が煽ってしまう恐れがあります。
- 一 日本の大豆やその調味料の食文化は、欧州と異なり、その原料の安定供給体制も異なります。日本と異なる歴史・食文化・農業体制・政治的背景から作られた欧州固有の表示制度に追随した場合、日本の消費者や製造業に、不十分な供給体制から来る供給不安や、幅広い用途の商品で大きな混乱を招く恐れがあります。
- 一 植物油を表示対象にする場合は、油を多く含む、マヨネーズ、揚げ物、ドレッシング、冷凍食品、マーガリンやショートニング、大豆レシチン(リン脂質)など、極めて広範囲の食品も対象になると思われれます。“油揚げの豆腐はNONGMO、揚げた油はGMO大豆油“、という状況や、更に、大豆レシチンやショートニングを考えれば、チョコレートやパンも情報提供の対象になり得ます。
組換えられた遺伝子が入っていないにも拘わらず、植物油に表示をする事に起因して、広範囲な食品に表示内容の混乱を起こすと思われ、多くの食品への追加の疑問や追加表示の要請も出てくると思われれます。消費者へのミスリードや誤解を、或いは疑問を、不必要に広範囲な商品に広めてしまわない様な検討を期待致します。

4) 前回の遺伝子組換え表示ルールを導入後に発生した変化と問題点

- 一 以前の遺伝子組換え表示ルールが導入された時は、遺伝子組換えの知識や安全性が十分に広まる前に表示ルールが導入された為に、遺伝子組換えは回避すべきと考えた

消費者は多かったものと思われます。結果として、現在では豆腐・納豆などの食品用の大豆は、全て非遺伝子組換原料になりました。その為に、海外の限られた非遺伝子組換原料の大きな割合を日本が押さえる事になり、原料の争奪が起こる傍ら、追加の供給余力は限界に近づいています。

供給がタイトになる事によるプレミアム上昇、並びに、分別物流管理によるコスト上昇によって、豆腐・納豆・味噌などの食品製造業の経営が圧迫され、メーカー数社は廃業に追い込まれ、コスト上昇分は消費者に価格転嫁されて来ました。

- 一 植物油に表示ルールが導入された場合、日本では上記と同様に、不分別品を回避する消費者行動が起こった場合、もともと遺伝子が含まれていない食品にも拘わらず、不必要に以下のような問題が発生する恐れがあります。

- ・既存の非遺伝子組換の食品用大豆の買付によって、すでに産地の供給余力はタイトで、産地のプレミアム価格は上昇傾向ですが、加えて、食品用大豆の7-8倍の量が必要な製油用の大豆・菜種でも、非遺伝子組換原料を求めた場合、安定供給が困難になります。例えば、油の主要原料である菜種の場合、主要供給国であるカナダから日本の必要量を全て非遺伝子組み換え原料で買付ける事はほぼ不可能ですので、消費者に供給不安を起こしかねません。
- ・更に、製油用の大豆も非遺伝子組換大豆に切り替えれば、需給がタイト化することによる価格暴騰が予想され、既存の非遺伝子組換の豆腐・納豆・味噌の原料調達にも大きな影響を及ぼすことが懸念されます。
- ・日豪 EPA では既に輸入植物油完全が低減されており、今後、日欧 EPA、TPP 等が進展すれば、油の形態での輸入が増えると思われませんが、上述の通り、遺伝子混入の科学的分析が出来ない為、輸入油への、意図せざる混入や、意図的な欺瞞（混入）を、日本に到着した際に見つける事が出来ません。
- ・日本独自のトレーサビリティ制度ですので、海外サプライヤーや物流業者を縛る事が出来ません。分析が出来ない植物油は何等かの混入が有っても、責任の所在がはっきりせずに、消費者に不信を呼び、他商品も含めて表示ルールそのものが信用を失います。

5) 供給国側の表示ルールについて

菜種の供給国であるカナダでは、先日の議会にて、遺伝子組換食品の表示ルール導入が否決されました。

米国では同表示ルールを検討中ですが、遺伝子を含まない為に分析や確認が出来ない植物油は表示の対象外になる模様です。

日本が原料供給を頼っているカナダ・米国では、例えば、植物油では遺伝子組換の表示ルールが無いので分別管理は行われていません。そこに日本の分別方式を使いながら大量に必要な

製油用の原料供給を求める事は、大変な困難が伴います。日本の非遺伝子組換原料の管理方法は、米国・カナダの実情から乖離したものになるからです

6) 欧州と日本の異なる農業事情や固有の政治的背景について。

- 欧州も遺伝子組換大豆を米国・ブラジルから大量に輸入しています。しかし、そこから取れる大豆油は食用ではなくエネルギー用として使用、食用には欧州域内で収穫される非遺伝子組換原料（菜種、ひまわり、オリーブ）で充足出来る農業体制になっています。日本の油の主要原料である菜種と比較しても、欧州は日本の必要量の10倍の供給力があります。従い、遺伝子組換表示の対象である輸入原料による大豆油は食用に使わず済みます。
更にこれらの菜種の供給余力は、普段は欧州に多いディーゼル車の燃料に使っているため、食用が不足する場合には、こちらから補充できる体制を確立しています。
- 欧州域内で生産される非遺伝子組換原料だけを使っているため、混入率を0.9%に下げる事が出来ます。また、欧州域内産ですので、産地から製品まで精度を高めて管理する事が出来ます。
- 日本は、国内産の原料供給だけでは対応出来ず、他国の法令の下で生産管理されたものを、長い物流経路を経て、輸入しています。この環境下では、日本方式のトレーサビリティや混入率の管理には限界があります。加えて、油による輸入に対しては、輸入通関の際に、水際で分析を行って問題を発見する事も不可能です。
- 欧州には非遺伝子組換作物の生産を行う農民が多く居ます。その農民保護の為に、輸入の遺伝子組換原料との差別化を行い、且つ消費者に供給不安を与えない農業体制を維持するという政治的な背景があるものと理解しております。
菜種を大量に産するドイツとフランスの農民を保護する為、欧州議会では、この2つの大国が菜種の農業政策に強い影響力を行使しました。この背景には、遺伝子組換大豆が増える前に起こった欧州と米国の油脂貿易戦争にて、米国大豆が欧州菜種より優位になった事に対し、欧州は大豆の油を遺伝子組換の表示対象にする事で、政治的な反撃を行ったとも考えられます。日本は背景が全く違いますので、これと同じ判断基準を取るべきではないと思います。
- しかし、欧州も自国内で供給を充足出来ない大豆粕については、遺伝子組換の表示対象から外して、極めて現実的な対応をしています。

7) 意図せざる混入率5%のルールについて

各輸入商社は、食品用大豆の輸入時に、意図せざる混入率の自主目標を1%前後に設定して長い時間を掛けて精度を高める努力をして来ました。しかし、それでも5%まで泳ぎ場があります。混入率0.9%ルールの場合には、同じく各輸入商社は、例えば、0.5%や0.3%という自主目標で努力するでしょうが、主産地の米国や

カナダが遺伝子組換の表示ルールが無い事、物流経路が極めて長い事、を考えれば、現実的には泳ぎ場が無いに等しい状況で、ルール違反が多発する可能性があります。なお、5%という数字は、認証ルール先進国の米国でも、オーガニック農産物に5%の意図せざる混入を認めており、同様にJAS法でも多くの基準に5%を採用していますので、このレベルに合わせる事によってルールの整合性が保たれるという考え方もあると思います。

以上／